

## 第1回平塚市人権施策推進協議会 会議録

令和4年7月29日（金）13時30分～16時30分

平塚市庁舎本館6階619会議室

出席委員 9人（押久保委員、阿部委員、露木委員、江原委員、岩崎委員、杉山委員、竹内委員、鈴木委員、宮本委員）

欠席委員 1人（朝倉委員）

主催者 5人（岸市民部長、新倉人権・男女共同参画課長、榮谷担当長、長谷川主査、中村主任）

傍聴者 0人

### 1 開会

(1) 委嘱式

(2) 副市長挨拶

(3) 委員自己紹介

(4) 会長、副会長互選 会長：江原委員、副会長：押久保委員

(5) 会長挨拶

資料の確認

(6) 会議の公開について

### 2 第1回平塚市人権施策推進協議会 議事進行：会長

(事務局) ここから、議事進行は会長にお願いいたします。

(会長) 第1回平塚市人権施策推進協議会の議題に入ります。次第をご覧ください。1番として、平塚市人権施策推進協議会についてということで、まずは事務局の方から説明をお願いいたします。

#### (1) 協議会について

(会長) それでは、事務局から説明をお願いします。

##### ・規則

(事務局) まず初めに、本協議会の規則から説明します。該当資料は、資料2となります。「平塚市人権施策推進協議会規則」は第8条まであります。そのうち、いくつか条文をみていきます。第2条は「委員」について定めています。まず、1号の学識経験者が1名、次に、2号の関係団体の代表者は、団体から推薦された方が7名、最後に、3号の公募に応じた市民が2名で、合計10名となります。第4条は「会議」について定めています。委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなっており、本協議会には10名の委員がいらっしゃるので6名以上出席していただく必要があります。

##### ・趣旨

(事務局) 続いて、本協議会の趣旨について説明します。該当資料は、資料3となります。本協議会の開催の目的としては、平成25年2月に策定した、平塚市人権施策推進指針の改定です。人権指針は、本市の人権施策の基本となる方向性を示したもので、基本理念、基本目標、市の基本姿勢及び人権課題に対する方向性を定めています。来年の2月で策定から10年を迎えることを見越し、本協議会でいただいたご意見を踏まえ、改定を行う予定です。後ほどスケジュールについても説明しますが、来年の5月までに4回の実施を予定しております。委員につきましては、先ほど少し触れましたが、学識経験者が1名、各団体として、神奈川県弁護士会、平塚市国際交流協会、平塚商工会議所女性会、一般社団法人神奈川人権センター、

平塚市民生委員児童委員協議会、平塚市人権擁護委員協会、平塚市障がい者団体連合会からそれぞれ1名ずつ、公募市民が2名の合計10人で構成されています。任期は令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間となっております。本協議会についての説明は以上となります。

(会長) 平塚市人権施策推進協議会について資料に基づいて説明がありましたが、何か質問等があればお願いします。質問等が無いようですので、次の議題に入ります。

## (2) 平塚市人権施策推進指針について

(会長) それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) では、平塚市人権施策推進指針について説明いたします。該当資料は、資料4となります。人権指針とは、本市における人権尊重社会の実現をめざし、人権に対する基本理念や施策の方向性を明らかにし、人権施策を総合的・体系的に推進するための基本方針である「平塚市人権施策推進指針」のことであり、基本理念、基本目標、市の基本姿勢、共通施策、分野別施策で構成されています。基本理念は「一人ひとりの人権が尊重され、共に生き、支えあうまちづくり」と定めており、4つの基本目標は「人権尊重意識の高揚」、「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」、「多様な価値観や個性を尊重し、共に認めあえる社会づくり」、「市民等との協働によるまちづくり」となっています。市の基本姿勢としては、「人権施策を推進するため、職員一人ひとりが人権尊重の趣旨を理解し、本指針に基づいて行動するとともに、関連部署や市民などの意見を取り入れながら連携を図り、適正かつ積極的に取り組む」として、「職員への人権研修」、「人権情報の収集と活用」、「民間有識者等による会議の設置」、「指針の見直し」を実施することとしています。人権施策の推進に当たり、「人権教育の推進」、「人権啓発の推進」、「相談支援体制の充実」に関する共通施策、14の分野別施策の推進を図ることとしています。

特徴としては、平塚市民のこころと命を守る条例における基本施策及び東日本大震災により顕在化した課題を踏まえ、「自殺対策」及び「災害発生時における人権」を人権課題として位置づけていることが挙げられます。人権指針についての説明は以上となります。

(会長) 平成25年2月に策定された、現状の平塚市人権施策推進指針について説明していただきました。何か質問等があればお願いします。

(会長) 施策の推進の中で人権教育の推進と人権啓発の推進の違いは何でしょうか。学校教育だけではなく、社会教育も含めて人権教育の推進に入っていますが、社会教育は啓発の方にも入るのではないのでしょうか。

(事務局) 社会教育が啓発というご意見もあろうかと思われませんが、現状の指針では、社会教育の「教育」という語句から人権教育の方に位置付けています。

(委員) 「教育」というものは人権とは何かを深く理解するためのものであり、「啓発」というものは人権問題に興味のない人にそういった問題を喚起するという違いではないのでしょうか。

(会長) 分かりやすい解説をありがとうございます。その解釈をさせていただきます。指針の改定をするための会議であるため、指針を理解することは重要だと考えます。個別の問題についての分野別施策も時代に合わせて変える必要があると思いますが、この改定で変えていくのでしょうか。

(事務局) その予定です。詳細については、後ほど説明いたします。

(会長) 基本理念等の前段部分は修正する余地はありますか？

(事務局) 基本的には、現行の指針の理念等は踏襲しつつ、主に分野別施策を修正していく方向で考えていますが、ご意見をいただければ持ち帰って検討はさせていただきます。

(委員) 事前に配布された資料を読んだ感想としては、各分野別施策の表題に関して、「人権」や「人権侵害」という言葉を使い分けていることや、現行の指針と見比べると分野別施策の位置づけを変更していることが分かりますが、そういった構成の部分についても意見を伝えることはできますか。また、分野別施策の記載の順番等についても意見は言えますか。順番については、何かに基づいて決まっているか等考えていることがありますが、それは後ほど

- の説明を聞いた上で、また意見するかどうかは考えたいと思っています。
- (事務局) そういったことに関する意見もお聞かせください。いただいたご意見は持ち帰って検討いたします。
- (会長) 個人的には基本目標についても(1)～(4)が重なっており、また、全ての基本目標の中で「市民一人ひとり」という言葉を強調しすぎているような気がしていますが、4つの基本目標の意味の切り分けについても何かあれば教えてください。
- (委員) 基本目標の(2)「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」の文章の中で「市民一人ひとりが自立した人間として・・・」という部分がありますが、「自立」という言葉については、現在「自律」の言葉を使用する方が主流となっています。その違いは主に「自立」は経済的に自立しているという意味で、「自律」は精神的に自律しているという意味であり、「自律」の字を使用する方がより良いのではないかと思います。
- (委員) 「自立」と「自律」の違いについては、使い分けているものを見た時に疑問を持ったことがありましたが、「自律」を使用するケースが増えている気がします。今の説明を聞いて納得がきました。
- (委員) 経済的に自立している方が自律も実現できることが多いですが、たとえ経済的に親あるいは公共団体からの援助を受けていても、精神的には自律していないといけないため、それを保障するという考え方が主流であることから、援助を受けていても、その人の意思を重視するという意味合いでの活用ができます。
- (委員) 例えば障がいを持っている方や、フォローを必要としている方が経済的に自立していないから、その人は自立していないという考え方に結びついてしまうと、それは差別的であり、偏見であると思いますが、生まれながらにして人権を持っているという考え方でみれば、その人が置かれている状況が経済的にどうであっても、内面性は尊重されないといけない、そういう意味でも「自律」の字が大事であると思いました。
- (会長) 改定の際には、そういった意見を生かしていきたいと思っています。

### (3) 指針改定のスケジュールについて

- (会長) それでは、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) では、人権施策推進指針改定スケジュールについて説明いたします。該当資料は、資料5となります。本協議会の開催予定、パブリックコメントの実施や庁議、市議会への報告等のスケジュールをまとめたものとなっております。庁議とは、市行政の重要な運営方針、施策等を審議するための会議であり、パブリックコメントとは、重要な政策等を決定するに当たり、案を公表して市民からの意見を募り、その意見を考慮して決定するとともに、意見に対する市の考えを公表することで、市政への市民参加を促進する制度です。本協議会については、任期中の2年間に4回程度の開催を予定しており、第1回が本日7月29日、第2回が9月末から10月1週目、第3回が3月、最終の第4回が来年の4月下旬から5月上旬を予定しています。
- では、今後のスケジュールの詳細について順番に説明いたします。まず、本日の第1回協議会では、事務局にて作成した骨子案について、委員の皆様のご意見を伺います。その後、いただいたご意見を骨子案に反映します。平行して、庁内全課に向けた意見照会を行い、庁内各課の意見を募ります。それらの意見を8月中旬に骨子案に反映させ、素案とし、9月上旬頃に委員の皆様へ送付し、ご確認いただきます。第2回協議会において、ご意見をいただき、協議会の中で微調整をして、素案の完成とします。その後、11月8日に開催される庁議にて、素案の完成報告、パブリックコメントの実施について報告します。その後、11月下旬に市議会へ向けて素案の完成報告、パブリックコメントの実施について報告いたします。そして、12月2日(金)から1月4日(水)まで35日間でパブリックコメントを実施し、市民等から提出された意見について、1月24日に開催される庁議にて報告し、2月に市議会へ報告します。併せて、提出された意見を素案に反映させ、最終案とします。3月に開催予定の第3回協議会では、パブリックコメント結果の報告、委員の皆様への最終案に対する

ご意見を伺います。また、出た意見に対する市の考え方もここで報告いたします。第3回協議会でいただいたご意見は、3月から4月にかけて最終案へ反映させ、4月下旬～5月上旬の第4回協議会にて最終案の完成とする予定です。その後、6月の庁議で完成報告、7月の議会への完成報告を経て完成とします。期間が短い中での改定となりますが、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。指針改定についての説明は以上となります。

(会長) 指針改定のスケジュールについて資料に基づいて説明がありましたが、確認しますと、非常にタイトなスケジュールであることが分かります。次回の協議会の後にはパブリックコメントの実施となるため、次回の協議会開催後にはかなり完成形に近い形になっている予定となります。その後、パブリックコメントで出た意見を踏まえて3月に微調整を行い、4月頃の協議会で最終確認をする予定となりますが、それらを踏まえて、何か質問等があればお願いします。

(会長) 4月の協議会の後、庁議等での完成報告とありますが、何の完成を報告しますか。

(事務局) 冊子の完成を報告する予定です。

(会長) このスケジュールは変更できないという認識で良いですか。スケジュールについての変更の余地は少ないことは最初に確認しておきたいところです。

(事務局) スケジュールについては、変更は難しいことをご承知いただければと思います。

(委員) 次回の会議までの間に浮かんだ意見等は事務局に送っても良いですか。

(事務局) 本日配布した資料の中に意見の回答様式と封筒がありますので、会議後に浮かんだ意見や、団体に持ち帰って出た意見等があれば、様式にご意見をご記入いただき、8月12日までに事務局へ送っていただければと思います。

(委員) 8月12日という期限は団体の代表者には難しいのではないのでしょうか。

(委員) 平塚市国際交流協会では、8月は夏休み期間であり、会議が無く、団体の方に会う機会がありません。

(会長) それでは、団体からの意見として出すことは難しいですね。

(事務局) 第2回の会議を9月下旬から10月上旬に予定していますが、意見聴取の期間を延ばすことをしないと団体の意見を汲み取ることが難しいということですね。その期間をどれだけ延ばすことができるかということでしょうか。

(会長) ご意見をいただくことを9月まで延ばせば団体からの意見を出すことはできそうですか。

(委員) 9月に入れば会議も開催される予定のため、できると考えます。

(委員) 団体の会議を開くにあたって、これだけの膨大な資料を団体に持ち寄り、ひとえに人権として説明しても団体からの意見は挙がらないのではないかと考えます。それを踏まえて、個人的な意見であっても、それぞれ委員が所属団体の背景を踏まえた意見を出せば良いのではないかと思います。その場合、意見の聴取期間の長さはあまり重要ではないのではないのでしょうか。

(会長) 一度整理をすると、各委員の意見については、団体の意見が必要となれば、8月12日までの期間では短いですが、団体をよく知っている、各団体の代表者の意見であれば構わないという方向性でよろしいでしょうか。

(委員) 平塚市国際交流協会は様々な部会に分かれており、月1回各部会の代表者が集まる運営部会というものしかなく、様々な部会の意見をまとめるのは難しいと考えます。

(会長) そのような団体の意見を求められているわけではないという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) 委員の皆様は長い期間団体において活動されており、その中で培った感覚が人権の施策には重要であると考えため、団体として回答が難しい場合は、本協議会に集まっている委員の皆様の個人の意見をいただけたらと思います。

(委員) 所属団体の意見を聴くことが理想ですが、意見を聴いたうえで最終的な意見は団体の代表者として出席されている委員の皆様が取捨選択をして出すということで良いと考えます。

(会長) 8月12日の期限までには団体の代表としての委員個人のご意見を出していただき、その後についても、団体からご意見があった場合には、事務局に伝え、事務局は出来る限りこれらの意見を反映させていただけるよう検討をしてほしいと思います。

(事務局) その方向性でお願いいたします。

(会長) パブリックコメントの期間についてもご事情はあると思いますが、パブリックコメントの期間をこのように設定した理由があれば教えてください。

(事務局) 庁議が1月24日にあるため、それに合わせて1月4日を締切日としました。

(委員) パブリックコメント期間の最後の1週間には意見も来ないと思われるため、期間を1週間前倒して良いのではないのでしょうか。

(委員) 期間を若干延ばすか、期間を少し短く設定し、年始に締切が来ることを避けた方が良い気もしますが、難しいですか。

(事務局) こちらの作業時間を考慮すると、期間を後ろに延ばすことも難しいです。年末に締切を設定した場合、パブリックコメント期間は30日間以上というルールを踏まえた際に、11月末から意見の募集を開始する必要があります。12月2日から1月4日までの期間を設定したもうひとつの理由として、12月2日発行の広報ひらつかの第1金曜日号に掲載し、市民に対して周知する目的もあります。これらの理由から、この期間に設定しています。

(会長) 事務局の説明により、様々な事情が関連して、この期間を設定したことが分かりましたが、それについて何か質問等があればお願いします。

(委員) パブリックコメントについては、内容によっては意見が来ない場合もあるため、少しでも意見をもらえるような期間を設定した方が良いと考えました。

(委員) 委員の任期が令和6年4月までありますが、任期中のかなり早い段階で指針の改定が終わることになっています。もっと任期いっぱいをかけて改定するようなスケジュールは立てられなかったのでしょうか。

(事務局) 平塚市人権施策推進協議会規則で任期は2年と定められているため、令和6年4月までを任期としているものの、第1回の協議会開催の前に市民意識調査を実施したかったこと、来年度にはひらつか男女共同参画プランの改定も始まることから指針の改定はこのようなスケジュールとなっています。

(会長) 2年の任期はありますが、実際には4回は1年間の中で行われるということです。それについてはよろしいのでしょうか。スケジュールについてご意見いただきましたが、それとともに具体的に話すことで、私たちが何をしなければならないか、少しずつ見えてきたと思います。それでは、次の議題に入ります。

#### (4) 平塚市人権に関する市民意識調査について

(会長) それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) では、平塚市人権に関する市民意識調査について説明いたします。該当資料は、資料6となります。まずは、調査の概要について説明いたします。資料の1ページをご覧ください。この調査は、「平塚市人権施策推進指針」を改定するに当たり、人権侵害や差別の問題に関する市民の意識を把握するとともに、今後の人権施策のあり方を検討する上での基礎資料とするため、令和4年4月4日～30日に実施しました。無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女3,000人に対し、郵送及び電子申請システムでの回答により実施しました。調査の内容については、平成23年7月に実施した市民意識調査の質問項目を踏襲しつつ、ヘイトスピーチ、新型コロナウイルス感染症、セクシュアルマイノリティに関する設問を追加しました。

次に、結果の概要について説明いたします。資料の2ページの中段右側「基本的人権についての認知度」をご覧ください。また、本編の161ページをご覧ください。「あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法(第11条)で保障されていることを知っていますか。」という設問です。基本的人権の認知度は、「知っている」という人が79.8%となっています。続いて、2ページの左下「10年前と比較した国民の人権意識」をご覧ください。本編は161ページです。「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっていると思いますか。」という設問です。「いちがいいには言えない」という回答が50.9%と半数を占めているものの、「そう思う」という回答は37.6%と

なっています。続いて、2ページの右下「差別や人権侵害の存在の有無」についてご覧ください。本編は161ページです。「あなたは、現実の社会で、人権問題・差別による人権侵害が存在すると思いますか。(ア)～(チ)の各項目についてお答えください。」という設問です。人権問題として挙げた17分野全てにおいて、回答者の6割以上が「人権侵害が存在する」と回答しています。続いて、3ページ右下「関心のある人権課題」についてです。本編の163ページもご覧ください。「日本における人権課題について、あなたが関心があるものはどれですか。」という設問です。「インターネットによる人権侵害」、「障がいのある人」、「女性」、「子ども」及び「高齢者」が上位に挙がっており、関心が高いことが分かります。続いて、10ページ右上「効果的な啓発広報活動」をご覧ください。本編の173ページもご覧ください。「人権啓発を推進するためには、あなたはどのような啓発広報活動が効果的であると思いますか。」という設問です。「テレビ・ラジオを利用した啓発広報」が56.0%と最も高く、「インターネットを利用した啓発広報」が45.9%、「SNS(ラインやツイッター等)を利用した啓発広報」が37.8%で続いています。この結果から、インターネットやSNSを利用した啓発広報活動に対する関心が高まっていると言えます。続いて、10ページ右下「市民一人ひとりに求められている行動」をご覧ください。本編は173ページです。「市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために、心がけて行動すべきこととして、あなたはどのようなことが求められると思いますか。」という設問です。「人権について正しい知識を身につけること」、「他人の立場や権利を尊重すること」及び「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」が求められていることが分かりました。また、全体的に、人権を守るためにどういうことが必要だと思うかを聞いた多くの設問において、教育や啓発、環境整備、相談や支援体制の充実に関する回答が多くなりました。

最後に、先日皆様に送付した資料は調査結果報告書の概要版ですが、本日、結果報告書本編を配布させていただいております。本編には、前回調査との比較や、内閣府が実施した人権に関する調査との比較も掲載しておりますので、詳細についてはご確認いただければと思います。平塚市人権に関する市民意識調査についての説明は以上となります。

(会長) ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対し、何か質問等があればお願いします。

(委員) この調査の結果をこれから活かしていくことになろうかと思いますが、気になった点は、効果的な啓発広報活動の部分で、テレビ・ラジオに関する回答が一番ですが、残り2つのインターネット・SNSに関する回答を合わせるとテレビ・ラジオに関する回答を超えるため、インターネット・SNSに関する回答を活用すると説明されましたが、それについては若干疑問を感じます。なぜかという、インターネットは情報を選べる特徴があり、片方の意見だけを見ることができることに対して、テレビやラジオには中立性の原則があるため、双方の意見が嫌でも耳に入ってくるという違いがあるためです。その違いは大きいと考えます。また、元々人権に興味がある人は、こちらがインターネットで人権に関する情報を流さなくても、人権に対して深い興味を持っていますが、逆に、人権に興味が無い人に対しては、こちらがインターネットで人権に関する情報を流したとしても、見ないのではないかと思います。そういう意味では、古典的なテレビ・ラジオ・新聞・雑誌の方が有効ではないかと思えます。

(会長) インターネットやSNSを利用した啓発広報活動が効果的であるという意見が市民意識調査の結果として出ていますが、それをそのまま施策につなげるのはどうかという意見ですね。他に調査内容についての質問等がありますか。

(会長) 事務局にお聞きしたいのですが、今回調査が、前回調査から大きく変わった点はどこになりますか。

(事務局) ヘイトスピーチ、セクシュアルマイノリティに関する設問を追加しています。

(会長) 調査内容についてはそれらが大きく変わったということですね。では、調査結果に関して特に大きな変化はありましたか。

(事務局) 関心のある課題等において、インターネットに関する回答が大きく増えたと感じます。

(会長) 改定に際して、変化に焦点を当てた分析が大事であると思いますが、他に変化があれば教えていただけますか。個人的に気になった点は、「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっていると思いますか。」という設問の「知っている」の回答が前回調査と比べて少し下がっているところです。また、高齢者の回答率がかなり高いことが見て取れますが、調査の対象者は前回調査と同じように抽出していますか。

(事務局) 調査の対象者については、前回調査と同様に抽出をしていますが、傾向として高齢者の回答率が高くなっています。

(会長) また、「あなたは、国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっていると思いますか。」という設問では、「そう思う」の回答が前回調査と比べると少し上がっていますね。このような変化をどう見るかがポイントとなるかと思いますが、大きな傾向としては、インターネットに関する回答が増加したということでしょうか。

(事務局) そうですね。

(委員) 実は私はこの調査に回答しました。そのため、調査票を読んでからこの協議会に参加していますが、調査結果の有効回収率が43.8%であったことを知り、回答できるほどの余裕がないか、人権について考える時間を取れるという人が約2人に1人くらいしかいないという事実、これまで以上に一人ひとりが人権について考えることの必要性を感じました。また、市民意識調査の内容については、設問が長く、多くの設問数があり、自分自身も疲弊しながら回答したこともあり、そういったことから、人権について考えるために時間をとることが難しいと改めて考えました。しかし、その中でもインターネットによる人権侵害に関して変化があったことなど、全体の半分弱の回答率でも、前回調査からの変化が得られたのではないかと思います。

(事務局) 実は前回調査の回収率が33.5%であったため、前回と比べて、回答率は伸びています。回答方法として、今回はインターネットでの回答も可能としたために、伸びたのではないかと考えます。若者だけでなく、高齢者のインターネット回答も多かったため、有効であったと思います。

(会長) 現在、世論調査はかなり厳しい状況で、この回収率は良い方だと思います。では他に何か質問等はよろしいでしょうか。特に無いようですので、次の議題に入ります。

#### **(5) 平塚市人権施策推進指針【改定版】(骨子案) について【協議】**

(会長) こちらが本日の主要な議題です。委員及び事務局を交えた協議に入ります。まずは、平塚市人権施策推進指針【改定版】(骨子案) について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) では、平塚市人権施策推進指針【改定版】(骨子案) について説明いたします。まず前提として、配布した資料については、便宜上骨子案と呼んでいますが、事務局にて肉付けをしているため、通常の骨子案と呼ばれるものよりも、素案に近い形となっていることをご承知いただければと思います。該当資料は、資料7となります。改定までの期間が限られている都合上、本日の第1回協議会までに市民意識調査の結果を踏まえた内容で骨子案を作成しました。本日は、この骨子案の内容に対して、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

では、指針の構成について説明いたします。資料の1ページから5ページにかけては「Ⅰ基本的な考え方」が掲載されています。「1指針策定の背景」として、(1)国際的な動向が1ページ、(2)国内の動向が2ページ、(3)神奈川県動向が3ページに掲載されており、続いて「2指針の位置づけ」が3ページ下段、「3現状と課題」が3ページ下段から4ページにかけて、「4指針改定の趣旨」が4ページ下段から5ページにかけて掲載されています。続いて、「Ⅱ施策が目指す姿」が6ページから7ページにかけて掲載されています。「1基本理念」が6ページ上段、「2基本目標」が6ページ下段から7ページ上段、「3市の基本姿勢」が7ページです。さらに、「Ⅲ人権施策の推進」が8ページから43ページまで続きます。その中で、施策の推進体制と共通施策に関しては、8ページから11ページに

かけて掲載されています。施策の推進体制とは、8ページの「1人権教育の推進」、9ページの「2人権啓発の推進」、10ページの「3相談・支援体制の充実」、12ページ～の「4分野別施策の推進」を指します。共通施策とは、8ページの「1人権教育の推進」の「(1)学校教育」、「(2)社会教育」、9ページの「2人権啓発の推進」の「(1)多様な啓発活動の推進」、10ページの「(2)人権NGO等との協働」、「(3)企業などにおける取組の促進」、「3相談・支援体制の充実」の「(1)相談・支援体制の充実」、11ページの「(2)関係機関・団体との連携・協力体制の推進」を指します。分野別施策に関しては、12ページから43ページにかけて掲載されています。今回の改定では、現行の指針の柱である、基本理念、基本目標、市の基本姿勢、共通施策については改定版に引き継ぎ、新たな人権問題や、変化する社会情勢を踏まえ、主に12ページ以降の分野別施策を修正しています。

続いて、主な改定のポイントについてお話いたします。1つ目に、資料の40から41ページですが、分野別施策にセクシュアルマイノリティの人権を位置付けたことです。現行指針では、35ページで、さまざまな人々の人権に入っています。2つ目に、資料の42から43ページですが、刑を終えて出所した人の人権については、本市において、この分野に特化した施策を実施していないことから、様々な人権問題に位置付けたことです。現行指針では26ページで、ひとつの分野別施策として位置付けています。3つ目に、資料28から29ページですが、現行の指針において患者等の人権と位置付けている箇所に、新型コロナウイルス感染症を加えて「疾病等にかかる人権侵害」と名称を変更したことです。現行指針では25ページです。4つ目に資料12から43ページ、現行指針では11から36ページですが、分野別施策全体において施策の方向性を修正・追加したことです。5つ目に、資料12から43ページ、現行指針では11から36ページですが、分野別施策の構成を「現状(国、県の施策)」、「これまでの施策(本市の施策)」、「課題」、「施策の方向性」という構成に修正したことです。まず、「現状」として、国による法律の制定等、国内外の動向について記載しています。次に、「これまでの施策」として、本市のこれまで策定した計画や条例、施策等について記載しています。そして、「課題」として、市民意識調査の結果と、分野別の人権問題に関する現状・課題などについて記載し、最後に、「施策の方向性」を記載しています。現行指針では「現状(国、県、本市の施策)」、「課題」、「施策の方向性」という構成になっており、「現状」に「これまでの施策」も含まれる形で記載されています。7つ目に資料12から43ページ、現行指針では11～36ページですが、分野別施策の表題については、市民意識調査の分野別の設問に概ね表記を統一させたことです。

続いて巻末資料についてお話いたします。現行指針の37ページ以降をご覧ください。巻末資料としては、この巻末資料を参考に、1つ目に、平塚市人権施策推進指針の体系図、2つ目に、平塚市人権施策推進指針改定経過、3つ目に、平塚市人権施策推進協議会規則、4つ目に、平塚市人権施策推進協議会委員名簿、5つ目に、平塚市人権施策推進協議会設置要綱、6つ目に、世界人権宣言、7つ目に、日本国憲法、8つ目に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、9つ目に、平塚市人権に関する市民意識調査の概要、最後に、人権に関する用語説明の掲載を予定しています。次回の協議会までには、巻末資料についても掲載を加える予定です。なお、国、県や本市の法律や計画、条例、方針、制度、要綱などについては、基本的に現行指針が策定された時点より後に制定、策定されたものを中心に記載しています。平塚市人権施策推進指針【改定版】(骨子案)についての説明は以上となります。特に、分野別施策の「課題」と「施策の方向性」について、皆様のご意見を伺いたいと思います。なお、先程もお伝えしましたが、本日の会議終了後にご意見が新たに出た場合は、本日お配りした資料の「平塚市人権施策推進指針【改定版】(骨子案)への意見回答様式」を8月12日(金)までに郵送にて事務局までお送りください。

(会長) ありがとうございます。本日の主な議題ですが、指針の改定版の骨子案についてですが、理念等は基本的には踏襲されているとのことですが、その点を踏まえて全ての方にご意見を伺いたいと思います。盛り込むべきことが入っているのかどうか、分野別施策の位置づ

けは適正であるか、無くてもいいのはいないのかなどのご意見もいただければと思います。分野別課題の施策の中には課題や方向性など、変化した部分もあるため、それが本当に正しいのかどうか、特に皆様が詳しい分野について、そういう点も踏まえて見ていただくことも大事かと思いますが、ご意見はありますか。

(委員) 基本的な考え方の部分で、現行指針では、※として用語の説明が掲載されていますが、今回の骨子案ではそれらが削除されていることが分かります。現行指針が策定された後の改定ということであるから、用語解説が無いという解釈で良いですか。

(事務局) 今回お示ししたものは骨子案であるため、現行指針の用語説明を一度削除しています。法律等については、基本的に現行指針の策定後に定められたものを中心に掲載していますが、用語については、入れた方が良く、無くて良いという意見があれば、この場でご意見をいただければと思います。

(会長) 用語説明は骨子案には載せていない形で出しているが、まだ必要なもの、不要なものなど、それらについて載せるべきというご意見があればこの場でいただきたいということですね。

(委員) 資料1 ページ目に「「人権教育のための世界計画 第4フェーズ」(令和2(2020)年から令和4(2022)年の5年間)」という記載がありますが、「令和2(2020)年から令和4(2022)年の5年間」というのは、誤植ではないでしょうか。

(事務局) 確認して、修正します。

(委員) 最初の文章で人権の定義について記載していますが、様々な要素を羅列しており、もう少し整理して記載した方が良く考えます。現行指針の人権の定義のように、鍵括弧で2つに分けた方が良かったのではないかと思います。「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」が、現行指針では独立した鍵括弧で記載していますが、これは自由権的な側面を強調した表現ですが、伝統的に日本では、平等という観点が強いことから「等しく」という表現を入れ、「すべての人々が等しく生命と自由を確保し」の方がよしいかと思います。

また、これは採用してもしなくても良いですが、「人間が人間らしく生きる権利」というものは、一見、人権の定義として受け入れやすい、あるいは権利として相応しいように見えるかもしれませんが、例えば性的マイノリティの権利について、同性愛者に対して感情的に嫌悪感を持つ人がいたとします。それは感情論であるため、人間らしくない、その感情が間違っているということにはできません。しかし、そういう感情が起こっても、各人が各人の人生は自分で決めるということを他の人は尊重しなければならないというような理念によって、たとえ、同性愛者に感情的なレベルで嫌悪感を持つ人がいても、その嫌悪感を抑えて、同性愛者の生き方を尊重する、というのは人間らしくないです。人間らしくというのだったら、そういう感情は起こることがあっても、それを抑えるというようなところなので、私は、人権とは「各人が自分の人生を自分で決定する」、「他人の生き方を尊重する」というのが2つの核だと思っていますが、他者の生き方や考え方がどうしても好きになれない、感情的なレベルで同意できなくても尊重するという、人間らしくない側面があるというのが事実だと考えます。「人間が人間らしく生きる権利」という文言は入れてもいいですが、少なくとも6ページの「人権とは、人間が人間らしく生きていく権利であり」のように最初に目立つように記載するのは良くないのではないかと思います。後半はひとつの人権の考え方として偏るところはあると思いますので、採用するかどうかは事務局に一任します。

(会長) いくつかご意見をいただきました。まず、1つ目の論点としては、人権の定義について記載した最初の部分については、分けて記載した方が分かりやすいということですね。2つ目としては、「すべての人々が生命と自由を確保し」という部分に「等しく」という文言を加えた方がよりの確かなのではないかと思います。3つ目としては、「人間が人間らしく生きる権利で」という部分は、様々な説があり、難しいところであるため、より適切な定義を考えるのも1つの手ではないか、その定義に関する1つの案として、「各人が自分の人生を自分で決定する権利を持つこと」、「他人の生き方を尊重すること」が挙がりました。

尊重するということをもって私たちは自分たちの権利を尊重してもらえ、自分は尊重しても他者から尊重されないと人権侵害になるということですね。他者の人権を尊重するというのはある種の義務でもあると思いますが、そのあたりもう少し整理されたらどうでしょうか、というご意見でした。他にご質問はありますか。

(委員) 子どもの人権について、現行指針にはなかった「子どもの貧困対策の推進」や「新たな課題の実態把握」という「施策の方向性」は現行指針には記載が無く、新たに盛り込まれたことはとても良いと思います。しかし、市民意識調査の「子どもの人権を守るために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。」という設問の中で「インターネット等の適正利用を促進する」という回答があること、先程も説明があった関心のある人権課題としてインターネットが注目されているという点も踏まえて、施策の方向性の中に、たとえば若年層からインターネットの適正利用を促進するというような内容のものを盛り込めたらより良くなるのではと考えます。

(会長) 子どもの人権の施策の方向性に、さらにインターネットと人権に関する教育や情報提供などについて加えるというご意見ですね。これをやることで、インターネットでのいじめ、書き込みを受けての自殺などを防げることもあるかもしれないですね。これに関連したご意見や、その他のご意見等がありますか。

(委員) 子どもの人権の現状の部分に、薬物乱用に関する記載があるが、これを記載した理由を教えてください。

(事務局) 薬物乱用の記載については、分野別施策の記載について、関連部署に対して照会をした際、教育委員会から指摘を受けて追加した記載です。

(会長) そういう実態もあるのかもしれないですね。ここで私からもよろしいでしょうか。犯罪被害者という課題について、骨子案に記載されていますが、現在、犯罪被害者だけでなく、加害者の家族の人権というものがかなり問題となっています。それについての記載は、刑を終えて出所した人の人権の中に盛り込まれているということですね。他にご意見はありますか。

(委員) 今の会長のお話に関連して、えん罪も問題であると考えられます。例えばある人が痴漢の疑いで逮捕され、それがえん罪だったと証明されても、痴漢をした人だと周りからは認識されることなどがあります。そういったこともあり、「忘れられる権利」というものがあります。刑を終えて出所した人の人権について、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を無くすというところまでいくのであれば、「忘れられる権利」まで認めないと、偏見や差別は無くならないと思います。これはアメリカの例ですが、性犯罪を行った人については、たとえ出所しても、どこかに住んでいた場合、その人の再犯を警戒できるように、その情報を公表しても良い、というような意見が強くなっています。刑を終えて出所した人の人権について、仮に刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を無くすと記載するのであれば、この「忘れられる権利」というものまで必要になってくるだろうという議論関係になると思います。逆にそこまでは記載しないというのであれば、偏見や差別を無くすという表現を弱めるかという二択になるかと思います。

(会長) 子どもに対する犯罪を行った経歴がある人に対して、地域の親が、その人が近所に住んでいるかどうかについての情報公開を求めるような意見がアメリカでは強くなっています。それだけ子どもたちは無防備であるということ为前提として、犯罪被害者にならないための措置と、刑を終えて出所した人の人権をどう考えるかという問題ですね。他にご意見はありますか。

(委員) セクシュアルマイノリティの人権について、文章の中に「性同一性障害者」という言葉がありますが、WHOでも性別不適合という表現をしており、もう障がいではないという考えになりつつあることを受けて、平塚市の広報等でも障がい者という表現は変えた方が良いのではないかと思います。法律等は変えられませんが、平塚市が率先して表現を見直した方が良いのではないかと思います。

(会長) これは難しい問題で、障がいという表現については、当事者が自分の置かれている状況

- を、医学的に証明してもらいたいという理由で、障がいという言葉を選択していた時期もありましたが、国際的な動きをみると、現在は病気や障がいではないという考え方に変化してきているため、どういう風に呼ぶのかというのは非常に難しいです。
- (委員) これについては、事務局も気を遣っているのではないのでしょうか。現行指針では表題において、性的指向・性同一性障がい者という表現を使用していますが、骨子案をみると、セクシュアルマイノリティに変更されています。例えば法律等の鍵括弧を使用している箇所については、障がいという表現は仕方ないと思いますが、地の文では障がいという表現を使わないようにしているように思えます。
- (会長) 色々な人が様々な考えを持つため、それに配慮した表現を検討する必要がありますね。近年では、男性ではないが、かといって女性でもないというような、Xジェンダーという性自認も増えてきており、複雑化しています。
- (委員) 性別に関して、どちらかを選ばせること自体が人権侵害だと考えます。
- (委員) 平塚市国際交流協会では、外国の方が協会に来られた際に、記入いただく用紙に性別欄がありましたが、現在では性別欄を廃止しています。行政では、性別欄について何か取組まれていますか。
- (事務局) 男女の統計上、とらないといけないような業務を除いて、極力性別欄は無くしてもらうよう、当課から庁内各課に対して働きかけはしていますが、最終的な判断は各課に委ねています。方針としては、不必要な情報をもらうことはやめましょうということになっています。
- (委員) そのような取組は民間企業でも行っているのでしょうか。
- (事務局) 大手企業では、就職活動に使用するエントリーシートから性別欄を廃止したと聞いています。一方で、統計上、男女共同参画の面から女性の比率をあげないといけないような場合では、性別欄は使用していると聞いています。
- (会長) 今のお話少し付け加えると、なぜ男女共同参画の面で統計が必要かと言いますと、今までは、男性が多い領域では統計をとっていないことが多く、それだけ男性が圧倒的に多かったということから、女性の社会参画の推進についての状況の把握のために、統計をとっているということです。では、他にご意見はありますか。
- (委員) 災害発生時における人権侵害について、施策の方向性の中で、「災害時に配慮を必要とする人に対して、人権擁護の視点に基づき、それぞれに配慮した避難所の運営に努めます」という記載がありますが、4年ほど前の台風のときに、避難行動要支援者の方を避難所に連れて行ったことがありました。避難所のトイレは外にあり、雨風が強い中でトイレに行くことが難しく、苦勞したという話を聞きました。そのような体験があり、ハードの面に関する記載を避難所の部分に入れた方が良いのではないかと思います。
- (委員) 障がいを持っている方の中には、人と関わるのが難しい方もいて、そのような方のためにブースを分ける、どこかの教室を空けるなど、人に対して配慮することが避難所運営の在り方だと思います。また、トイレについても、行きやすいところに簡易トイレを設けるなどの配慮が必要であると思います。
- (委員) 避難所運営委員会において、障がいのある方、子連れの方、ペット連れの方などに対してのマニュアルがあるはずだと思います。避難所運営委員にそういったことは尋ねてみてはどうでしょうか。
- (委員) 確かに避難所運営委員会ではマニュアルを定めてはいますが、災害ごとに対応できるような分割はできていない現状があります。
- (会長) 緊急の場合は適切な対応ができる体制がとれないこともあるかもしれませんが、ハードが悪い場合には、それを踏まえた災害対応マニュアルが必要ですね。指針の中でどのような記載をすれば、避難所について具体的に考える材料となるのが重要ということですね。1つは、障がいのある方を含めた様々な方が利用する避難所であるため、部屋を分けるなど、特別な配慮をする場合があることを事前に市民に対して周知しておくということでしょうか。しかし、特別扱いをするということは、平等の観点から非常に難しいことでもあります。

そのため、譲り合いが大切であるということも盛り込む必要性を感じますね。

(委員) これは市の指針であるため、ここに明記したことは、防災の部署や避難所運営委員会にも伝わるということですか。

(事務局) 目を通してもらい、問題提起にはなると思います。

(会長) 他にご意見はありますか。

(委員) 災害発生時における人権侵害の中で「平成23(2011)年3月11日に発生し、大津波の発生と原子力発電所の被災による放射性物質漏れによって、東北地方を中心に多大な被害をもたらした東日本大震災をはじめとして」という文章がありますが、表現に違和感があります。修正することはできますか。文章の最初に「3月11日に発生し」と記載がありますが、この文章では何が発生したのか分かりにくいと思います。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。

(会長) 他にどうしても言いたい意見等はありませんか。

(委員) 外国につながるのがある市民の人権について、外国籍の労働者数は、近年大きく増えていきます。かつての日本は豊かであったため、外国人が仕事を求めて日本に来ていましたが、現在は立場が逆転して、外国人に来てもらわなければ日本国内の仕事が成り立たなくなる状況になりつつあるため、なぜ外国人が日本に来ているのかを私達日本人がしっかりと認識しないといけないと思います。外国人を差別的な目で見たり、自分たちよりも貧しい人達であるというような捉え方をしてしまうこともありがちだと思いますが、私が日本語教室で接する外国の方は非常に優秀であると感じています。日本人は外国の方に来てもらうことで支えてもらっているという風に認識を変えていかないと、ヘイトスピーチをしたり、外国人が日本に来て辛い思いをするようなことは無くならないと思います。そのため、日本人側がもっと学ばないといけないと感じています。

(委員) 今おっしゃられたことが、恐らくこれから最も大きな人権問題になっていくと思います。今後も外国人の受け入れを続けていくのであれば、恐らく差別が起こると思います。それを無くすため、彼らがいなくて日本が困るという認識が必要ですが、この認識は今の日本では希薄だと思います。彼らが来ていることで日本が助かっているという意識が非常に重要です。

(委員) 日本では、近年賃金があがっていないため、優秀な技能実習生は、これから賃金が低い日本ではなく、高い賃金を支払ってくれる国に行くことになると思います。しかし、日本には労働力が必要であるため、結果的に技能が無くても働ける、単純労働に従事する技能実習生が増加していくことになると思いますが、優秀な技能実習生が集まらないと、日本は経済的に成り立たなくなってしまうと思います。日本人は認識を変えていく必要があると考えます。そういったことをどうにか指針に盛り込めないのかと思います。

(会長) 恐らく外国につながる市民に対する理解の促進に関わることかと思いますが、その背景を踏まえた社会的な理解が欠如しており、それが外国人に対する差別やヘイトクライムの要因となっているということ、施策の方向性の外国につながるのがある市民に対する理解の促進、ヘイトスピーチの解消の文章に記載し、具体的な項目として、日本人教育が必要であるということに繋げるのがよろしいでしょうか。

(委員) 学校教育に取り入れることも必要だと思います。親が持つ偏見が子どもにそのまま移行することが多々あるように思えます。そのため、教育によって、小さいときから差別や偏見について学ぶことが大切だと思います。

(会長) また、この後ご意見があれば、事務局まで回答用紙を送っていただければと思います。

## (6) 人権に関わる庁内での取組について

(会長) 続いて、人権に関わる庁内での取組について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) では、人権に関わる庁内での取組について説明いたします。該当資料は、資料8～11となります。まず、資料8の「平塚市人権施策推進指針改定体制概念図」をご覧ください。改定に関し、それぞれの関わり方を図示したものです。指針の改定を進めていくにあたり、本協議会とは別に、庁内に当課を含め、8課で構成している平塚市人権施策推進会議を設置

しております。基本的に推進会議は、本協議会で協議した事項、指針の改定の進捗などについて報告する場としています。本協議会での協議の中で、皆様からいただいたご意見等は、指針の内容に反映させていきます。また市民意見は、市民意識調査やパブリックコメントを通じて反映されます。推進会議の構成課等の詳細につきましては、資料9の「平塚市人権施策推進会議設置要綱」をご確認いただければと思います。

次に、資料10の「平塚市人権施策推進指針関係事業進捗状況管理表」、資料11の「平塚市人権施策推進指針関係事業進捗状況管理表に掲載されていない事業一覧表」をご覧ください。これらは、令和3年6月に庁内照会した、庁内における主要な取組を委員の皆様把握していただくための基礎資料として作成したものですので、詳細はまた御覧いただければと思います。なお、資料10「平塚市人権施策推進指針関係事業進捗状況管理表」の左上部分に「分類1」や「分類2」と記載された部分がありますが、こちらは現行指針で位置付けている共通施策、分野別施策に対応していることを示しています。現行指針の目次の部分を見ていただくと、どの事業がどの施策に対応しているか、ご確認いただけます。人権に関わる庁内での取組についての説明は以上となります。

(会長) ありがとうございます。今の説明についてご質問等がありますか。特に無ければこれで議題を終わります。

#### **4 事務連絡**

#### **5 開会**

(事務局) それでは、以上をもちまして、第1回平塚市人権施策推進協議会を終了いたします。長時間にわたり多くの議論をいただき、どうもありがとうございました。

以 上